

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認和歌山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

国民年金関係 4 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 4 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和38年9月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年8月から39年3月まで
② 昭和44年4月から45年11月まで
③ 昭和56年8月から平成元年11月まで

申立期間①及び②については元夫と二人分の国民年金保険料を集金人に払っていたのに、国民年金の加入記録が無いのは間違いだと思うので、記録を訂正してほしい。

また、申立期間③についても、国民年金の加入記録が無いので、併せて調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、昭和38年9月から39年3月までの期間については、オンライン記録で氏名検索したところ、生年月日は一致しないものの、申立人の当時の氏名(旧姓)と同じ読みの被保険者に係る国民年金の納付記録(国民年金手帳記号番号*)が確認でき、A市町村保管の当該被保険者に係る国民年金被保険者名簿に記載の住所地は、申立人の当時の住所地と一致することを踏まえると、当該被保険者の年金記録は申立人の記録であると認められる。

一方、申立期間①のうち、昭和38年8月については、上記の被保険者名簿によると、申立人の国民年金の資格取得日は同年9月1日であることが確認できることから、当該期間は未加入期間であり、国民年金保険料を納付できない期間である。

また、申立期間②については、上記の被保険者名簿によると、昭和39年4月21日に国民年金の資格喪失後、再取得した記録は無いことから、申立人は、44年4月20日に厚生年金保険被保険者資格を喪失後、国民年金への切替手続を行っておらず、国民年金保険料を納付していないものと考えられる。

さらに、上記の国民年金手帳記号番号のほかに、申立人に対して別の国民年

金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立期間③については、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付した記憶は無いと供述している。

このほか、申立人が、申立期間①のうち、昭和 38 年 8 月並びに申立期間②及び③の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 38 年 9 月から 39 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から51年3月まで

私たち夫婦は、結婚後も国民年金に加入していなかったが、いつまでもこのままではいけないと思い、昭和44年ごろに加入手続をし、しばらく国民年金保険料を納付したが、生活が苦しかったので、保険料免除の方法があると聞き、免除申請を行った。

その後、昭和46年ごろに町内会から会費と共に国民年金保険料を集金に来てくれるようになったので、私は、妻が就職した翌年まで町内会を通じて保険料を納付した。

申立期間については、免除期間となっているが、納付したはずなので年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和46年4月から同年9月までの期間については、申立人が所持している国民年金手帳の印紙検認記録欄に「納」の押印がある上、A市町村保管の国民年金被保険者名簿及び国民年金被保険者記録（電算記録）において、当該期間は夫婦共に納付済みと記録されていることが確認できる。

一方、申立期間のうち、昭和46年10月から51年3月までの期間についても、申立人は、集金に来た町内会の人に国民年金保険料を納付したと主張しているが、前出の被保険者名簿及び被保険者記録（電算記録）において、当該期間はすべて申請免除と記録されているとともに、申立人が所持している国民年金手帳（昭和49年度まで使用）において、46年10月から50年3月までの期間はすべて申請免除と記録されている上、申立人は当該期間の保険料をさかのぼって納付したとの主張も無い。

また、申立人が、申立期間のうち、昭和46年10月から51年3月までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は

無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和46年4月から同年9月までの国民年金保険料については納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から50年10月まで

私たち夫婦は、結婚後も国民年金に加入していなかったが、いつまでもこのままではいけないと思い、昭和44年ごろに加入手続をし、しばらく国民年金保険料を納付したが、生活が苦しかったので、保険料免除の方法があると聞き、免除申請を行った。

その後、昭和46年ごろに町内会から会費と共に国民年金保険料を集金に来てくれるようになったので、私は、就職するまで町内会を通じて保険料を納付した。

申立期間については、免除期間となっているが、納付したはずなので年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和46年4月から同年9月までの期間については、A市町村保管の国民年金被保険者名簿及び国民年金被保険者記録（電算記録）において、当該期間は夫婦共に納付済みと記録されている上、申立人の夫が所持している国民年金手帳の印紙検認記録欄に「納」の押印があることが確認できる。

一方、申立期間のうち、昭和46年10月から50年10月までの期間についても、申立人は、国民年金保険料を集金に来た町内会の人に納付したと主張しているが、前出の被保険者名簿及び被保険者記録（電算記録）において、当該期間はすべて申請免除と記録されているとともに、申立人が所持している国民年金手帳（昭和48年度まで使用）において、46年10月から49年3月までの期間の保険料を納付した記録は見当たらない上、申立人は当該期間の保険料をさかのぼって納付したとの主張も無い。

また、申立人が、申立期間のうち、昭和46年10月から50年10月までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は

無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和46年4月から同年9月までの国民年金保険料については納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年2月及び同年3月並びに51年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年2月及び同年3月
② 昭和51年1月

昭和50年1月に退職し、病院に行くため健康保険証が必要となり翌2月ごろに市町村役場へ国民健康保険の加入手続に行った際に、国民年金にも一緒に加入するよう言われ両保険に加入した。その後、市町村役場から国民年金保険料納付の通知が届いたので、父に納付してもらった。

51年2月に再就職し、厚生年金保険に加入したが、国民年金の保険料も納付していたことを数か月後に気が付いたので、市町村役場へ重複分の保険料の還付を請求に行き、後日、返金してもらったことを覚えており、国民年金の加入期間において、未納期間は無いはずであるので記録の訂正を申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年12月4日に払い出されており、申立人は、申立期間を除き、納付すべき国民年金保険料をすべて納付している上、申立期間は、合計3か月と短期間である。

また、申立期間は、申立人が離職中に加入していた国民年金の被保険者期間である12か月間のうち、保険料を納付した記録のある9か月間を中にはさんだ前後の期間に当たることから、当該期間の保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年11月から57年9月までの期間及び58年1月から62年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年11月から57年9月まで
② 昭和58年1月から62年3月まで

私は、国民年金に加入していなかったが、何度かA市町村役場から電話で国民年金の加入勧奨があり、亡くなった父が当時A市町村の家庭児童相談員をしていたので、父の立場を考え加入することに決めた。

国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付は父が行い、その際に、「市町村の職員から20歳にさかのぼり保険料を納付できるとの説明を受け、20歳から未納であった保険料をすべて納付した。」と父から聞いている。

以上のおおりに、納付した保険料が未納と記録されていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、平成元年6月16日に払い出されており、オンライン記録には、申立期間後である昭和62年4月から平成元年3月までの国民年金保険料を納付している記録が確認できることから、国民年金に加入後さかのぼって納付が可能であった2年度分の保険料を納付したものと推認される。しかし、この記号番号が払い出された時点では、申立期間①及び②の保険料は時効により納付できない上、それ以前に別の手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付は父が行い、その際に、「市町村役場の職員から20歳にさかのぼり保険料を納付できると説明を受け、20歳から未納であった保険料をすべて納付した。」と父から聞いていると主張しているが、申立人の父は既に亡くなっているため、さかのぼって保険料を納付した期間及び納付した保険料額等の具体的な事情は不明である。

さらに、申立期間①及び②において、申立人の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

和歌山国民年金 事案 555（事案 487 の再申立て）

第 1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 2 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年2月から53年3月まで
前回の申立てについては認められないとの通知文を受け取った。
しかし、昭和45年から49年までの間又は昭和53年から55年6月までの間のどちらかの時期に申立期間の国民年金保険料を特例納付した。どちらかの時期に納付したかは納付した金額が判明すれば、わかるはずである。私名義のA事業所B支店の口座から出金し、社会保険事務所（当時）に納付したものと考えられるので、納付記録を訂正してもらいたい。

第 3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間（前回の申立期間は昭和37年2月から61年4月まで）の国民年金保険料を納付したと主張している特例納付制度は、昭和55年6月を最後に終了しており、保険料を納付したと主張している時期（昭和61年）は特例納付制度の実施期間ではない上、申立期間は国民年金に任意加入の期間であり特例納付をすることは不可能であることから、申立期間の保険料をさかのぼって一括で納付したとは考え難い。また、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、62年8月3日以降に払い出された番号であり、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなどとして、既に当委員会の決定に基づき平成21年11月11日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、今回の申立てにおいて、A事業所B支店に照会すれば、出入金記録から出金金額が判明する上、社会保険事務所に納付した保険料額から特例納付した時期も判明すると主張しているが、同支店からは、「預金元帳は過去20年分しか保存していない。なお、申立人名義の口座は、これまで当事業所に存在していない。」との回答がある。

また、申立人は、社会保険事務所に行った時期や納付方法を覚えていないなど、納付に関する記憶もあいまいである。

これらは、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年10月5日から40年1月15日まで
② 昭和40年3月27日から同年4月1日まで

私は、昭和39年10月5日から40年3月31日までA事業所に勤務していた。昭和39年は、B線の開通、オリンピックの開催、私の父の死など、いろいろな出来事があった年なので忘れられない。

しかしながら、申立期間の厚生年金保険記録が無いので記録の訂正を申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人は、A事業所に継続して勤務していたと申し立てている。

しかしながら、A事業所からは、「当社OBへの聞き取りにより、申立人が当社に在籍していたことは判明しているが、その期間や処遇については現存する資料が無いため不明である。」との回答があり、申立人の入退社日を特定することはできない。

また、申立人が記憶する同僚を含む15人の同僚に照会したところ、13人の同僚から回答が得られたが、そのうち申立人のことを記憶している同僚が4人いたものの、申立人の具体的な勤務期間についての供述は得られない。

さらに、上記の回答が得られた同僚13人自身の記録について、2人が「不明である。」と供述しているものの、11人が「自分の記録は合っている。」と回答していることから、A事業所における厚生年金保険の事務手続が不適切であった事情はうかがえない。

加えて、A事業所に係る被保険者名簿において、健康保険の整理番号に欠番は見られない。

なお、申立人は、申立期間における健康保険証の所持、厚生年金保険料の控除等に関する具体的な記憶がない。

このほか、申立ての事実について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年4月から35年10月まで
② 昭和44年10月から46年10月まで
③ 昭和47年10月から50年10月まで

申立期間①については、Aに所在するB事業所に中学卒業後知り合いの紹介にて住み込みで勤務していた。

申立期間②については、C事業所でトラックの運転手として勤務していたが、足を骨折して労働者災害補償保険の休業補償を受給している。

申立期間③については、D事業所でトラックの運転手として勤務したが、骨を痛めて2年間程度通院し、その間労働者災害補償保険の休業補償を受給した。

各申立期間とも、給料明細書等は何も残っていないが、勤務していたことは間違いがないので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、Aに所在し申立人が勤務していたと申し立てているB事業所は、健康保険厚生年金保険事業所名簿及びオンライン記録のいずれにも記録がないことから、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる。

また、申立人は、当時の事業主や同僚について記憶もあいまいであることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について供述を得ることができない。

なお、健康保険厚生年金保険事業所名簿及びオンライン記録において申立事業所と名称が類似する事業所としてE事業所及びF事業所の2件が確認できるものの、いずれの事業所における健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても申立人の氏名が確認できない。

このうち、E事業所は、昭和35年5月1日に厚生年金保険の適用事業所となり、38年2月1日に適用事業所でなくなっていることが前記の事業所名簿により確認できるほか、同事業所の新規適用当時の被保険者は5人のみで、そのう

ちの2人は、「申立期間当時から勤務しているが、申立人については覚えていない。」と供述している上、当時の事業主も所在が不明なため有力な供述を得ることができない。

また、F事業所は、前記の事業所名簿において、昭和36年8月25日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが記録されていることから、申立期間当時は、適用事業所でないことが確認できるほか、同事業所は、「厚生年金保険に加入したのは、昭和36年であり、それ以前の期間については当時の社長も死亡しているため不明であるが、従業員名簿に申立人の氏名が無い。」と回答している上、連絡がとれた当時の従業員2人は、「申立人は、申立期間を含め勤務していなかったし、事業所が厚生年金保険の適用を受ける以前は厚生年金保険の加入及び保険料控除もされていない。」と供述している。

このほか、申立期間①の申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②について、事業主の供述により、期間を特定できないものの、申立人は、C事業所において申立期間に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、当該事業所は、健康保険厚生年金保険事業所名簿及びオンライン記録のいずれにも記録がないことから、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる。

また、事業主は、「当事業所は、労働者災害補償保険には加入していたものの厚生年金保険には加入していないため、保険料の控除もしていなかった。」と供述している。

さらに、申立期間の雇用保険の加入記録は確認できず、同僚等の供述も得られない上、申立人の保険料控除等に関する記憶もあいまいである。

なお、申立人は、当該事業所で勤務中に負傷し労働者災害補償保険の休業補償を受給したと主張しているが、労働基準監督署からは、休業補償給付の事実を確認できないとの回答がある。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 申立期間③について、事業主の供述により、期間を特定できないものの、申立人は、D事業所に申立期間に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、健康保険厚生年金保険事業所名簿及びオンライン記録によると、同事業所は、平成15年8月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所でないことが確認できる。

また、事業主は、「当事業所は、労働者災害補償保険には加入していたものの、厚生年金保険には平成15年まで加入していないため、申立期間については、厚生年金保険の加入及び保険料控除もしていない。」と供述している。

さらに、申立期間の雇用保険の加入記録は確認できず、同僚等の供述も得られない上、申立人の保険料控除等に関する記憶もあいまいである。

なお、申立人は、当該事業所で勤務中に負傷し労働者災害補償保険の休業補償を受給したと主張しているが、労働基準監督署からは、休業補償給付の事実を確認できないとの回答がある。

このほか、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除について確認

できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

和歌山厚生年金 事案 482 (事案 355 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年4月から25年1月25日まで
② 昭和26年2月から同年6月まで

申立期間①は、A事業所(同事業所は、B事業所に社名変更)で乗船しており、保険証も使用した記憶が有るとして申し立てたが認められなかった。

しかし、A事業所を退職後、船員職業安定所から失業保険の支給を受けた記憶及び船員保険と厚生年金保険の統合電子化後の船員保険年金番号証を受領した記憶も有り、申立期間に船員保険に加入していたことは間違いないと思う。

また、申立期間②は、船員職業安定所の紹介で、C港からD港間の廻航機帆船に乗っていたとして申し立てたが認められなかった。

しかし、D港からC港まで乗っていたEは、雇い主のF事業所がG事業所からチャーターした船だと思う。

改めて調査の上、申立期間①及び②について船員保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①に係る申立てについては、i) A事業所の船員保険の適用事業所としての記録は無く、B事業所の船員保険の新規適用年月日が昭和25年2月1日と記録されていること、ii) 申立人が記憶している同僚には、申立期間の船員保険の加入記録は無い上、死亡等により当時の状況が聴取できない状況にあること、iii) 事業主は、関係資料を保存しておらず申立期間の状況は不明であると回答しているとして、既に当委員会の決定に基づき平成21年9月30日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、今回の申立てにおいて、A事業所を退職後、失業保険を受給した記憶が有ると主張しているところ、失業保険の給付記録について海事事務所に照会したが、当該記録は保存期限が過ぎているため保存されていないと回答している。

また、申立人は、船員保険と厚生年金保険の統合電子化後の船員保険年金番

号証を受領した記憶が有ると主張しているが、当該事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

さらに、申立人の記憶する同僚一人に照会したところ、当該同僚は、申立人がA事業所に勤務していたことを記憶しており、同僚自身も昭和21年3月から25年3月まで同社に勤務していたと供述しているが、当該同僚には、同社における勤務期間に船員保険の加入記録は無く、給与から船員保険料が控除されていたことをうかがわせる供述も得られない。

そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が船員保険被保険者として、申立期間①に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 2 申立期間②に係る申立てについては、運輸局は、当時の船員職業安定所での職業紹介状況について、資料が残っておらず当時の状況は不明であると回答している上、申立人は、申立期間②の船舶所有者や同僚の氏名を覚えておらず、申立人の勤務実態及び船員保険料の控除について確認することができないとして、既に当委員会の決定に基づき平成21年9月30日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、今回の申立てにおいて、D港からC港まで乗っていた船舶（E）は、雇い主のF事業所がG事業所からチャーターした船舶だと主張しているが、当該船舶の借主のF事業所の船員保険の適用事業所としての記録は確認できない上、当該船舶の貸主のG事業所の船員保険被保険者名簿に申立人の氏名は無く、整理番号に欠番は見られない。

そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が船員保険被保険者として、申立期間②に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年2月25日から45年11月6日まで
申立期間については、A事業所B支店に勤務していたが、社会保険事務所（当時）に厚生年金保険被保険者期間の照会をしたところ、脱退手当金が支給されているとの回答をもらった。

当時、2,000円から3,000円の退職金をもらった記憶は有るが、脱退手当金を請求した覚えも受給した覚えも無いので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所には、申立てに係る脱退手当金の請求及び支給を裏付ける脱退手当金裁定請求書が保管されており、同請求書には、申立人が支給当時住んでいた住所が記載されているとともに、社会保険事務所では、脱退手当金裁定伺を作成して決裁を得るなど適正に裁定手続を行っていることが確認できる。

また、A事業所B支店の従業員に係る社会保険については、昭和39年10月1日から本社一括適用となっているところ、申立人の退職時の適用事業所であるA事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が有るとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の氏名は、昭和47年2月29日に旧姓から新姓に氏名変更されており、申立期間の脱退手当金は同年4月19日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に伴い氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。